

コヤナキ ニュース



2013②

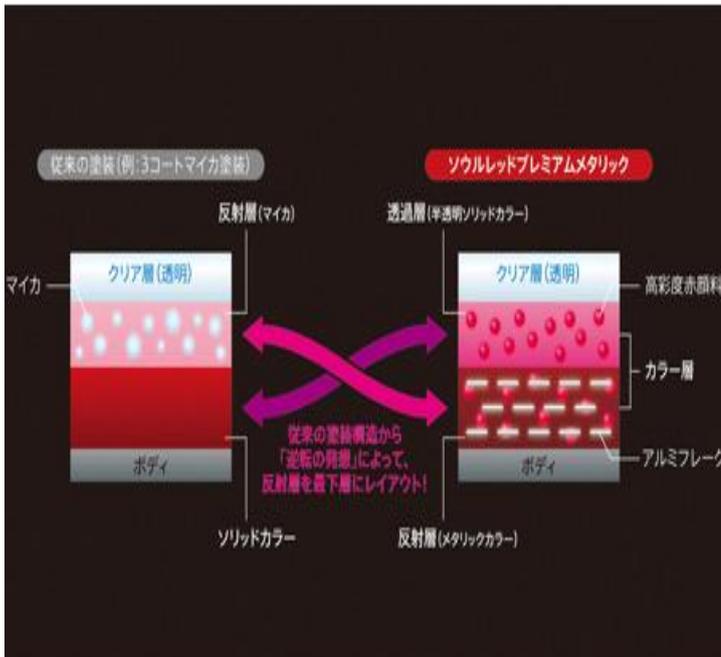
No. 85

発行 小柳商事株式会社
TEL 03-3739-1111
平成 25 年 2 月 吉日

【話題】 マツダ新型アテンザ・イメージカラー41V・ソウルレッドプレミアム M について

※ オートカラーアワード 2013 オートカラーデザイナーズセレクション受賞 (エクステリア部門)

＜塗装工程 図＞



※新車生産ラインでは、カラーベースのアルミフレークを寝かせつつカラークリヤーを均等に吹き付けるため、熟練の塗装技術者が行うスプレー操作を解析しロボットで再現する「匠塗(たくみぬり)」専用プログラムで塗装。再塗装する場合は、生産時の塗装工程同様、メタリックのカラーベース、カラークリヤー、クリヤーの順に吹き付ける必要があります。左の図はマツダがイメージカラーとして光輝度アルミフレークを水平に並べたメタリックのカラーベースを下側、彩度が高い赤系の顔料を含んだ半透明なカラークリヤーを上側に配置その上透明のクリヤーを塗布する、2コート3ベーク塗装の新開発色です

【情報】《第 11 回 国際オートアフターマーケット EXPO2013 の開催》

*会場:東京ビッグサイト

*期間:2013 年 3 月 13 日 (水) ~3 月 15 日(金)

＜出展対象＞ 一次世代のアフターマーケットビジネスのキーとなるテーマー

『次世代整備・リペア』

- ・ダイアグノーシス(故障診断)システム ・環境対応塗装 ・ハイテン/アルミ対応補修
- ・軽量化素材への対応 など

『HV/PHV/EV、環境関連』

- ・低電圧整備・電気自動車、電気バイク、その他環境対応車両・充電設備、インフラ
- ・スマートグリッド・リサイクルパーツ、リビルトパーツ など

『車両販売/付加価値サービス』

- ・買取り/流通支援システム ・車両販売システム ・カーシェアリング、レンタカー
- ・カーディテールリングシステム など

『中国・アジア地域』

- ・中国、台湾、韓国、インドなど伸長著しいアジアマーケットのトレンド など

＜ポイント内容としては＞

※クルマの販売から安全性能と環境性能の維持・向上・回復に関わる製品/サービス/ビジネスモデル

※ユーザーのカーライフを提案する製品/サービス/ビジネスモデル

【情報】2013年1月改正特化則規制について

A. 『エチルベンゼンに対する規定』

①特定化学物質作業主任者の選任・・・平成27年1月1日から義務化

*有機溶剤作業主任者技能講習終了者から選任

②作業環境測定・・・平成26年1月1日から義務化

*6ヶ月ごとに1回、定期的に作業環境測定を実施

*エチルベンゼン単独での測定と評価(基準20ppm)が追加されます

*エチルベンゼンの測定及び評価の記録は30年保存になります

③健康診断・・・平成25年1月1日から義務化

*エチルベンゼンの特殊健康診断項目を行なう必要があります

(有機則に定める特殊健康診断と併せて行なう場合は、共通項目は実施不要)

*健康診断結果は30年保存になります

*労基署への報告書は有機溶剤等健康診断結果報告書と特定化学物質健康診断結果報告書の両方が必要になります

④注意事項等の掲示・・・平成25年1月1日から義務化

*「名称、取り扱い上の注意事項、人体に及ぼす影響、使用すべき保護具」について労働者が見やすい場所に掲示することが追加されます

⑤作業記録の保存・・・平成25年1月1日から義務化

*常時作業に従事する労働者については、1ヵ月以内ごとに記録して30年保存する必要があります
事項として「労働者の氏名、従事した作業の概要と従事期間、エチルベンゼンに著しく汚染されたとき、その概要と応急処置について」

⑥その他の措置

- ・エチルベンゼンに汚染されたものは、フタ付きの不浸透性容器に納める必要があります
- ・設備改造等の作業時でエチルベンゼン使用、汚染される場合は措置が必要です
- ・立入禁止措置（関係者以外の立入禁止とその表示が必要）
- ・休憩室、洗浄設備の設置が必要です（作業場所と分離されたもの）
- ・喫煙、飲食の禁止（その旨、通知、表示する）
- ・必要な保護具についての備え付けが必要です（不浸透性の保護衣、保護手袋等）
- ・容器について 容器等への表示と一定の場所での保管が追加が必要
- ・事業廃止の場合 測定、健診、作業の記録等の労基署への報告が必要

B. 『コバルトに対する規定』・・・日本ペイント商品のコバルト含有原色ご使用ユーザー様

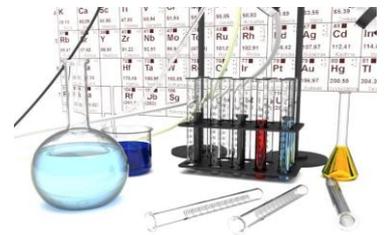
*日本ペイント商品に関して nax レアル、nsx アドミラ、nax マイティラック G-II の原色

609 コバルトブルー及び nax マルチマイカベース 6 G(094)に使用されていますが日本ペイントから3月中に代替え配合がVIF配合にて作成されますのでコバルト含有原色を使用する必要はありません
のでご心配は入りません

*特定化学物質作業主任者の選任に関しては

代替え配合で対応出来ますので特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を終了した者からの特定化学物質作業主任者の選任はする必要がありません

よって、日本ペイント製品を使用しているユーザー様 A. 『エチルベンゼンに対する規定』に関しての対応をお願いします



※ 詳しい内容は各営業担当にお願いします